

志布志市U・Iターン者支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の活性化及び人口減少の解消を図るため、本市に本市以外から移住しようとする者が住宅を取得する場合に、その経費の一部に対し予算の範囲内で助成金を交付することに関し、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再転入者 かつて本市（合併前の松山町、志布志町及び有明町を含む。）に住民基本台帳への記録があり、市外に3年以上転出後、本市以外の市区町村から定住の意思を持って令和2年4月1日（以下「基準日」という。）以後再び転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録された者をいう。
- (2) 転入定住者 前号に規定する再転入者以外の者で、本市以外の市区町村から定住の意思を持って基準日以後本市へ転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録された者をいう。
- (3) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持している者又は住宅取得に係る経費を多く負担している者と市長が認めるものをいう。
- (4) 転入日 本市の市民として住民基本台帳に記録された日をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、転入定住者又は再転入者の世帯責任者で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 令和5年1月1日から令和5年12月末日までに本市に住宅を新築若しくは購入し、かつ、当該住宅に居住している者
- (2) 前号の住宅に引き続き5年以上居住する意思がある者で、生活の本拠がある者
- (3) 転入日において満65歳未満の者
- (4) 自治会活動および地域活動への参画に同意する者
- (5) 市税等の滞納がない世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 過去に本市において、次条第1項に定める土地又は住宅購入に係る補助金の交付を受けたことがある者
- (2) 公共補償等により土地又は住宅を取得した者
- (3) 志布志市暴力団排除条例（平成24年志布志市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員等の世帯に属する者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、土地の購入に係る取得経費及び住宅の新築又は購入に係る取得経費の総額の5分の1以内とし、次の各号に定める額を上限とする。

- (1) 新築又は築後3年未満の建売住宅 40万円
 - (2) 築後3年以上の建売住宅又は中古住宅 30万円
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとする。
- 3 第1項第1号に該当し、かつ、本市の建築又は不動産業者と契約している場合は当該補助金の額に10万円を加える。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 補助対象者は、志布志市U・Iターン者支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて令和6年1月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 同意書（様式第1号別紙1）
- (2) 自治会加入証明書（様式第1号別紙2）
- (3) 世帯全員分の住民票の写し
- (4) 世帯全員の申請日以前4年間の住所が特定できる戸籍の附票
- (5) 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第2号）
- (6) 住宅の取得に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 住宅の登記事項証明書
- (8) 土地の購入契約書の写し（ただし、相続等により取得した場合は不要。）
- (9) 土地の登記事項証明書
- (10) 住宅の平面図及び位置図
- (11) 住宅の全景写真

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、志布志市U・Iターン者支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号。以下「補助金確定

通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、志布志市U・Iターン者支援事業補助金交付却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第7条 前条第1項の規定により交付決定及び額の確定を受けた者は、志布志市U・Iターン者支援事業補助金交付請求書(様式第5号)に補助金確定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(補助金の返還等)

- 第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により当該補助金の交付を受けたと認めるとき。
- (3) 補助金の交付を受けた後、5年が経過する日の前に市外へ転出したとき。
ただし、やむをえない事情により、世帯の一部が転出した場合を除く。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

(雑則)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この要領は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。